

雇児発 0331 第 24 号  
社援発 0331 第 63 号  
老 発 0331 第 16 号  
平成 26 年 3 月 31 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

( 公 印 省 略 )

「社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政  
法人福祉医療機構の融資について」の一部改正について

標記については、平成 25 年 2 月 26 日雇児発 0226 第 4 号、社援発 0226 第 7 号、老発 0226 第 1 号「社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知により取り扱いを示しているところであるが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成 26 年 2 月 6 日から適用することとしたので、管内市区町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取り扱いについて遺漏のないようにされたい。

社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について 新旧対照表

新	旧
<p>                     都道府県知事 殿                      指定都市市長 殿                      中核市市長                 </p> <p>                     社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る                      独立行政法人福祉医療機構の融資について                 </p> <p>                     社会福祉施設等の利用者の安全・安心を確保する観点から、<u>社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金</u>等において、<u>高台移転整備</u>を対象としているが、<u>あわせて下記の移転整備費にかかるとして</u>、<u>管内市区町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取り扱いについて遺漏のないよう</u>にされたい。                 </p> <p>                     1 対象施設及び対象事業                      (1) 下記対象施設について、立地上、津波による被害のおそれがある                      と都道府県知事が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転                      する場で、<u>社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金</u>、<u>社会福祉施設                      等耐震化等臨時特例基金</u>からの補助又は平成25年度次世代育成支                      援対策施設整備交付金（<u>児童養護施設等の耐震化等整備に係る分</u>）                      を受けて行う移転改築整備事業。                 </p> <p>                     対象施設：(略)                 </p>	<p>                     都道府県知事 殿                      指定都市市長 殿                      中核市市長                 </p> <p>                     社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る                      独立行政法人福祉医療機構の融資について                 </p> <p>                     社会福祉施設等の利用者の安全・安心を確保する観点から、<u>社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金</u>のメニューに高台移転整備を追加したところであるが、<u>あわせて下記の移転整備費にかかるとして</u>、<u>管内市区町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取り扱いについて遺漏のないよう</u>にされたい。                 </p> <p>                     1 対象施設及び対象事業                      (1) 下記対象施設について、立地上、津波による被害のおそれがある                      と都道府県知事が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転                      する場で、<u>社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金</u>等臨時特例基金からの補助を受けて行う移転改築整備事業。                 </p> <p>                     対象施設：(略)                 </p>
<p>                     厚生労働省雇用均等・児童家庭局長                      厚生労働省社会・援護局長                      厚生労働省老健局長                 </p> <p>                     社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る                      独立行政法人福祉医療機構の融資について                 </p> <p>                     社会福祉施設等の利用者の安全・安心を確保する観点から、<u>社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金</u>のメニューに高台移転整備を追加したところであるが、<u>あわせて下記の移転整備費にかかるとして</u>、<u>管内市区町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取り扱いについて遺漏のないよう</u>にされたい。                 </p> <p>                     1 対象施設及び対象事業                      (1) 下記対象施設について、立地上、津波による被害のおそれがある                      と都道府県知事が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転                      する場で、<u>社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金</u>等臨時特例基金からの補助を受けて行う移転改築整備事業。                 </p> <p>                     対象施設：(略)                 </p>	<p>                     厚生労働省雇用均等・児童家庭局長                      厚生労働省社会・援護局長                      厚生労働省老健局長                 </p> <p>                     社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る                      独立行政法人福祉医療機構の融資について                 </p> <p>                     社会福祉施設等の利用者の安全・安心を確保する観点から、<u>社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金</u>のメニューに高台移転整備を追加したところであるが、<u>あわせて下記の移転整備費にかかるとして</u>、<u>管内市区町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取り扱いについて遺漏のないよう</u>にされたい。                 </p> <p>                     1 対象施設及び対象事業                      (1) 下記対象施設について、立地上、津波による被害のおそれがある                      と都道府県知事が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転                      する場で、<u>社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金</u>等臨時特例基金からの補助を受けて行う移転改築整備事業。                 </p> <p>                     対象施設：(略)                 </p>

新	旧
<p>(2) 下記対象施設について、立地上、津波による被害のおおそれがある と都道府県知事が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転 する場合は、介護基盤緊急整備等臨時特例基金からの補助又は地域 介護・福祉空間整備等施設整備交付金を受けて行う移転改築整備事 業。</p> <p>対象施設：(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 適用期間 平成<u>27</u>年3月31日までに着手した事業</p>	<p>(2) 下記対象施設について、立地上、津波による被害のおおそれがある と都道府県知事が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転 する場合は、介護基盤緊急整備等臨時特例基金からの補助を受けて 行う移転改築整備事業。</p> <p>対象施設：(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 適用期間 平成<u>26</u>年3月31日までに着手した事業</p>